

北海道公立学校職員任期付教職員 (育児休業職員の代替職員) 募集案内

北海道教育委員会では、育児休業を取得する学校教職員の代替として、任期付教職員（育児休業代替任期付教職員）を募集します。

【制度概要】

- 申込者は、「育休代替任期付教職員候補者登録簿」に登録されます。
- 登録期間は、登録日から3年間です。
- 育児休業を取得する職員があった場合、登録者の中から希望する勤務地等を考慮した上で、書類選考及び採用選考を実施し、採用選考の成績上位者から順に採用します。
- 職員の育児休業取得にあわせて採用しますが、職員の育児休業の取得状況によっては、学校職員育休代替任期付教職員候補者登録簿に登録されても採用されない場合があります。
- 任期は、3年以内で、職員の育児休業期間に応じて採用時に決定されます。

<募集する職種及び受付期間>

募集する職種	教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手、 寄宿舎指導員、小中学校事務職員、学校栄養職員
受付期間	<u>随時受付（通年募集）</u>

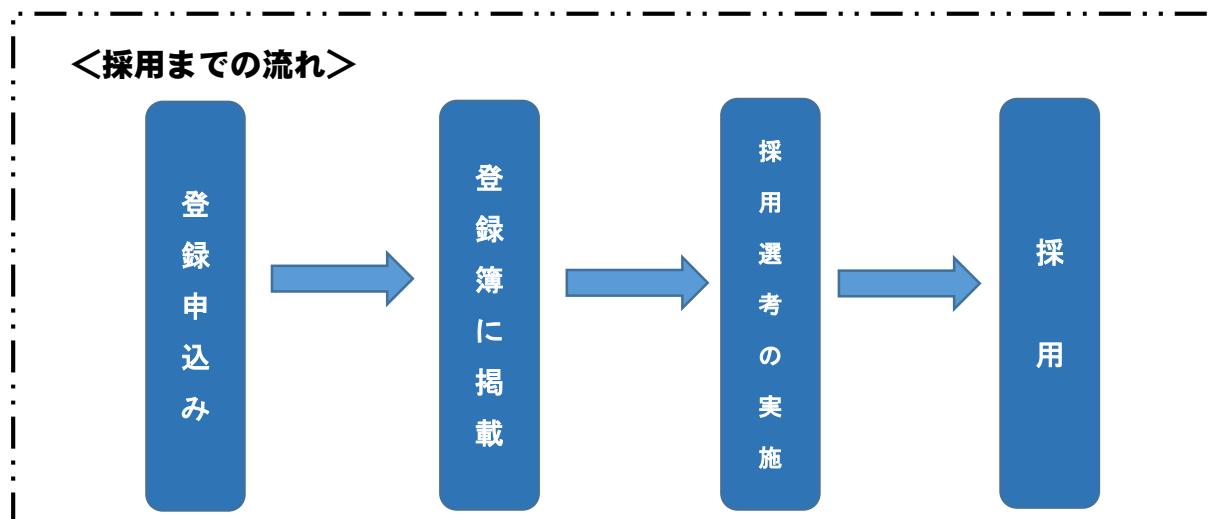
北海道教育委員会

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目（北海道庁別館7階）
問い合わせ先 北海道教育庁教職員局教職員課小中学校人事係（小中学校等担当）
道立学校人事係（道立学校担当）
電話 011-204-5726（小中学校人事係）
011-204-5727（道立学校人事係）

1 育児休業代替任期付教職員について

育児休業代替任期付教職員とは…

北海道公立学校（道立学校・小中学校等）で、育児休業を取得する職員に代わって業務を処理するために勤務していただく職員です。



- (1) 申込み時に、希望勤務地等を申告していただきます。
- (2) 「育休代替任期付教職員候補者登録簿」に登録された方は、本人が取消しを希望しない限り、登録日から3年間登録は継続されます。
- (3) 「育休代替任期付教職員候補者登録簿」に登録された後、育児休業を取得する職員の状況等により、希望勤務地等を考慮の上、別途実施する採用選考に合格された方が採用されます。

このため、職員の育児休業の取得状況等、書類選考及び採用選考の結果によっては、「育休代替任期付教職員候補者登録簿」に登録されても採用されない場合があります。

- (4) 採用時の任期は、3年以内となります。

なお、職員の育児休業期間の延長があった場合等には、3年以内で任期が更新される場合があります。

※ 産休代替教職員について

育児休業を取得する職員が、育児休業を取得する前に産前・産後休暇を取得した場合、その期間を産休代替の臨時教職員として任用することがあります。

2 募集職種ごとの主な職務内容及び配属先

職 種	主な職務内容 ※原則、育児休業を取得した職員と同様の職務に従事します。	配属先 ※原則、育児休業取得者の配属先に配属されます。
教諭、養護教諭、 栄養教諭	道立高等学校において授業等を行います。	道内道立高等学校
	道立特別支援学校において授業等を行います。	道内特別支援学校
	公立小中学校等において授業等を行います。	道内各市町村が設置する公立小・中・義務教育学校
小中学校事務職員	学習環境などの整備、学校職員の給与や出張旅費などの財務会計事務、外部との連携など、学校運営に関する事務に従事します。	道内各市町村が設置する公立小・中・義務教育学校
学校栄養職員	学校給食に関する基本計画の策定に参画するなど、学校給食の栄養に関する専門的事項の処理に指導助言を行います。	・道内特別支援学校 ・道内各市町村の設置する公立小・中・義務教育学校、共同調理場
実習助手	道立学校において実験又は実習等について教諭の職務を補助する業務を行います。	道内道立高等学校、特別支援学校
寄宿舎指導員	特別支援学校において寄宿舎における幼児、児童、生徒の日常生活上のお世話や生活指導を行います。	道内特別支援学校

3 登録要件

- (1) 年齢
S35.4.2以降に生まれた方
- (2) 学歴
学歴は問いません。
- (3) 必要な資格・免許等の要件

職 種	必要な資格・免許等
教 諭	小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭・特別支援学校教諭の普通免許状
養 護 教 諭	養護教諭の普通免許状
栄 養 教 諭	栄養教諭の普通免許状
小 中 学 校 事 務 職 員	特になし
学 校 栄 養 職 員	栄養士免許証
実 習 助 手	特になし
寄 宿 者 指 導 員	特になし

※募集する職種により、必要な免許を有する方を採用することが出来ない場合に限り、必要な要件を満たした方を助教諭、養護助教諭として採用する場合があります。

(4) 以下に該当する方は、応募できません。

ア 教諭、養護教諭、栄養教諭

地方公務員法第16条及び学校教育法第9条により、次のいずれかに該当する方

- ・禁錮以上の刑に処せられた者
- ・教育職員免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- ・公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

イ 小中学校事務職員、学校栄養職員、実習助手、寄宿舎指導員

(ア) 日本国籍を有しない方

(イ) 地方公務員法第16条により次のいずれかに該当する方

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ・北海道の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた方
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

(ウ) 現在、道職員である方（非常勤職員及び臨時的任用職員を除く。）

4 申込方法

「育休代替任期付教職員候補者登録申込書」に必要事項を記入し（署名は自筆とすること）、封筒に入れ、次の場所へ郵送してください。

※ 郵送する場合は、封筒の表に赤字で「育休代替任期付教職員登録申込書在中」と記載してください。

※ FAXによる申込は受け付けません。

【郵送先・提出先】

◆道立学校（高校・特別支援）、実習助手、寄宿舎指導員での採用を希望される方
〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目（北海道庁別館7階）
北海道教育庁教職員局教職員課道立学校人事係（道立学校担当）

◆公立小中学校での採用を希望される方
勤務を希望される市町村を所管する各教育局へ提出してください。

1	空知教育局企画総務課教職員係 〒068-8550 岩見沢市8条西5丁目 電話 0126-20-0130
---	---

2	石狩教育局企画総務課教職員係 〒060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目（北海道庁別館6階） 電話 011-231-4111
3	後志教育局企画総務課教職員係 〒044-8544 倶知安町北1条東2丁目 電話 0136-23-1976
4	胆振教育局企画総務課教職員係 〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 電話 0143-24-9888
5	日高教育局企画総務課教職員係 〒057-8558 浦河町栄丘東通56号 電話 0146-22-9481
6	渡島教育局企画総務課教職員係 〒041-8557 函館市美原4丁目6番16号 電話 0138-47-9576
7	檜山教育局企画総務課教職員係 〒043-8558 江差町字陣屋町336番地の3 電話 0139-52-6521
8	上川教育局企画総務課教職員係 〒079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 電話 0166-46-4942
9	留萌教育局企画総務課教職員係 〒077-0027 留萌市住之江町2丁目1番地 電話 0164-42-8398
10	宗谷教育局企画総務課教職員係 〒097-8639 稚内市末広4丁目2-27 電話 0162-33-3924
11	オホーツク教育局企画総務課教職員係 〒093-8619 網走市北7条西3丁目 電話 0152-41-0748
12	十勝教育局企画総務課教職員係 〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地 電話 0155-27-8627

13	釧路教育局企画総務課教職員係 〒085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号 電話 0154-43-9271
14	根室教育局企画総務課教職員係 〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地 電話 0153-24-5830

5 登録後採用されるまで

「育休代替任期付教職員候補者登録申込書」の受理後、内容を確認（登録要件がある職は、資格・免許等を確認）し、「育休代替任期付教職員候補者登録簿」に登録します。

その後、該当する職種の職員が育児休業を取得し、担当する業務を代わって処理する職員が必要となった場合に、申込書に記載された希望勤務地等を考慮の上、採用選考を実施し、採用者を決定します。

なお、職員の育児休業の取得状況によっては、「育休代替任期付教職員候補者登録簿」に登録されても採用されない場合があります。

「育休代替任期付教職員候補者登録簿」の有効期間は、登録日から3年間です。

この期間内であれば、一度、育児休業代替任期付教職員として採用された方でも、「育休代替任期付教職員候補者登録簿」に引き続き登録されていますので、育児休業代替任期付教職員として再度採用されることがあります。

6 採用選考の実施

(1) 採用選考の実施

育児休業代替任期付教職員が必要となった場合に、「育休代替任期付教職員候補者登録申込書」に記載された希望勤務地等を考慮の上、採用選考を実施します。

(2) 採用選考の実施

ア 試験内容

(ア) 教諭、養護教諭、栄養教諭

- ・口述試験・・・人物試験（個別面接）

(イ) 小中学校事務職員、学校栄養職員、実習助手、寄宿舎指導員

- ・専門試験・・・各職種に応じた専門的知識等に関する作文試験
- ・口述試験・・・人物試験（個別面接）

イ 試験地

(ア) 道立学校採用希望者

任用を予定している道立学校で実施します。

(イ) 小中学校等採用希望者

各教育局で実施します。

ウ 合格者の決定方法

合格者は、得点の高い順に決定します。ただし、採用選考には一定の基準があり、この基準に満たない場合には不合格となります。

(3) 合格者の発表

受検者全員に合否を通知します。

7 任用期間

任用期間は、3年以内で職員の育児休業期間に応じて採用時に決定されます。

なお、職員の育児休業期間の延長があった場合は、任用期間が更新される場合があります。

※ 臨時的任用教職員としての採用

育児休業代替任期付教職員として採用される前に、当該教職員が産前・産後休暇を取得した期間（4月間程度）に臨時的任用教職員として採用される場合があります。

なお、臨時的任用教職員として採用している間に、育児休業を取得する予定であった職員が、育児休業を取得しないこととなった場合は、育児休業代替任期付教職員として採用されない場合があります。

8 勤務条件等

育児休業代替任期付教職員の勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務、災害補償等）については、次のとおりです。

【給与】 「北海道学校職員の給与に関する条例」等に基づき支給します。

職種	算定基準	給料月額（年額）	備考
道立学校教諭・養護教諭	大学卒	214,660円 (3,234,000円)	・ 年額は給料のほか、期末勤勉手当、寒冷地手当を含んだ金額（概算）です。 ※ 実際の給与は個人別に算定します。 ・ 上記のほか、通勤手当や住居手当、扶養手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
道立学校助教諭・養護助教諭・実習助手・寄宿舎指導員	大学卒	210,608円 (3,174,000円)	
小中学校等教諭・養護教諭、栄養教諭	大学卒	214,660円 (3,234,000円)	
小中学校等助教諭・養護助教諭	大学卒	210,608円 (3,174,000円)	
小中学校等事務職員	高校卒	150,600円 (2,287,000円)	
学校栄養職員	大学卒	188,400円 (2,851,000円)	

※ 上記金額は、職務経験のない新規学卒者が平成31年4月1日に採用された場合で試算しています。

※ 給料月額は、算定基準に掲げる学校以外の学歴や職務経験等の期間を考慮して決定します。
また、期末・勤勉手当は勤務期間や勤務成績に応じて、寒冷地手当は勤務地域や世帯状況に応じて変動することから、年額はあくまでも目安になります。

※教職調整額が含まれています。（小中学校事務職員、学校栄養職員を除く。）

【服務】 正規の教職員に準じます。

勤務時間(原則)	月曜日～金曜日 週あたり38時間45分(勤務校の正規教員等に準じます)。
休日(原則)	土日祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)
休暇	年次有給休暇：1年に20日(採用年は月割計算)。20日を限度に翌年繰越可能 夏季休暇：3日(7月から9月までの間) その他、病気休暇、忌引休暇、ボランティア休暇等の休暇制度があります。
赴任旅費	任用に際し、住所又は住居から勤務校までの旅費が支給されます。 また、任用に伴い住所又は住居を移転した場合、上記旅費に加え、移転料、扶養親族移転料、着後手当が支給されます。
健康管理	職員が心身ともに健康で元気に働くことができるように、年1回定期健康診断を行うほか、医師や保健師による保健指導・健康相談などを実施しています。
共済制度等	公立学校共済組合に加入となります。共済組合では、職員や家族が病気、ケガ、出産、死亡又は休業したときの医療費等の給付や、生活を支援するための貸付を行っているほか、退職後の年金を支給しています。また、互助会では、医療見舞金の支給や、グループ保険の取扱いなどを行っています。

9 個人情報の取扱い

募集に関して収集した個人情報については、採用手続き(採用選考、採用事務)に関すること以外には利用しません。